

玖珠郡のキリストンについて

(戦国末期～江戸初期)

宿利天裕

一、「大友氏時代の玖珠郡のキリストン」について

玖珠郡の郷土史家では故人となられた荒木氏の史料集の中に次のような記事が出ている。「宝泉寺について：天禄三年大地震の砌、不思議にも空也上人のさし置いた御杖の根元からこんこんと温泉が湧出するに至つた。（中略）発心した改心和尚は益々仏法の貴きを思い、一字の寺院を建立し、本尊に阿弥陀佛を安置し、脇立に空也上人と薬師如来を安置し、宝泉の豊富なるより平原山^{（イゲン）}宝泉寺と山號及び寺号を定めた。

夫より諸人の参詣踵を接していたが、其の後六百年の星霜を経て天正年間の始に至り、府内の国主大友諫麟の家臣原田近江守（田原紹忍の誤）等入道^{（えの？）}が諫奏によつて終に耶穌教に帰依し、神社佛閣を悉く破却されることになり、大友氏から寺院焼滅の令を受けて、屈尚統常、志津里刑部、平井西應入道の三名は天正八年庚辰三月一日を始めとし、玖珠郡住吉よりの草創寺院百六十餘ヶ寺及び大社、小社の神社に至るまで悉く火を放つて煙滅せしめた。その時、宝泉寺の住職知了和尚は本尊阿弥陀如來を^{（奉持）}信奏して災火立ち上の黒煙に粉れて落ち行き行方不明となつた。その遺蹟には僅かに和尚の沐浴せし石の空櫃のみがあわれにも残されていた。其後、幾星霜を経た宝曆癸巳年、江戸表より上使として大河内善兵衛、市岡左善、遠山織部の三氏が下向の節、御吟味の上、温泉再興を仰付けられ「云々」とある。

右の文中に出て来る志津里や平井等の姓は郡内八幡地区その他に残つており、又、同地区の部落名としても共に残存している。次に寺院百六十餘ヶ寺については、これも史実に近いものと思われる。現在、玖珠郡には各宗派合わせて佛寺が約四十餘

あるが、その大部分は江戸時代初期（寛永前後）の創建になつたものである。しかも、その大部分は真宗及び禅宗が占めており、天台、真言等は僅かに一、二残存するに過ぎない。（これは恐らく徳川の鎖国政策と密接な関係をもつものである）ところで、大友氏の焼討（佛寺焼却）の話は、郡内を有する所（野上地区、東飯田地区、飯田地区、八幡地区等々）に残つておる、古老たちの語り草となつてゐる。またこれを裏付けるように寺号が多く地名となつて残つており、八幡地区字志津里中丁等の部落では日隈家、藤井家などの屋号（前者を普門寺、後者を普音寺）となつて残つてゐるものが多い。また前記二部落だけでも寺号（部落名や屋号に用いられている）が十指に余るほどで、山間僻地の此等小部落によくもこれ程多くの寺が建ち並んでいたものだと驚く外はない。「此等の旧蹟からは礎石や塔婆が無数に発見され、普音寺跡からは沢山の基石なども発見されている。思うに玖珠の盆地底を屏風のように取り囲む連山の中に、かつては多くの寺塔が建ち並び、英彦山あたりから修驗者などが往来していたのではないか」などと想像される。

以上のことから「寺院百六十ヶ寺」とあるのも史実に近いものと思つた次第である。

註（一） 玖珠郡郷土史研究の長老小野氏は玖珠郡史の中で「天正四年諸国の社寺を焼却す」と述べられている。

次に「日本年報」等によつて、前述のような大友氏の破佛（^(二)）が行われると同時に、他方ではキリスト教の伝道がどのように行われつゝあつたかを略述してみよう。（詳細に比較研究する時間的余裕がないので、日本年報の年時^(三)をもとにして…）

註（二） 大友氏の破佛（日本年報より）

宗麟の破佛についてみると、年報のいたる所に

○「義鎮日向を支配し寺社を焼く」

○「府内の寺院焼失」

○「偶像を悉く焼かしむ」

○「宗麟異教徒を根こそぎにせんとす」

○「寺院の所領を戦功者へ与う」

○「佛塔を燃やす」

等々の記事が出ており、特に○「三寺院を焼き払わしむ」とある条には次のような残酷物語が伝えられている。

「豊後の王は広範な土地を獲られましたが、この地にはこの地方における主要な寺院の一つであり、また最も人々に愛され、親しまれていた寺院があり、さらにその周辺一帯には三千にのぼる坊主の家がありました。ところで王はこれらの坊主に対してはなはだしく反感をもつておられたため、王は直ちにこれらすべての家を焼き払うよう命ぜられ、かくしてこの尊敬されていた寺院も灰燼に帰した。」とあるのがそれで、宗麟がキリスト教信仰の徹底を期して（？）実に残酷な破佛の暴挙に出た事は確実のようだ。

古今東西を問わず宗教は「和を以て貴し」とし、平等や博愛を唱え、更にこれを実践することによつて豊かな人間性を培うための教であるべきだが、実際には屢々戦乱の渦中に巻き込まれ、非情な修羅場を展開し、史上に拭い去ることの出来ない汚点をのこして来たものである。勿論僧兵化した僧徒は非情非俗の輩で強ち同情に値する程のものではなかつたかもしれないが、それにしても信長や宗麟の如きはあまりにも非僧残酷の輩であつたと言わざるを得ない。況して、キリスト教の信者でありながら、同じく宗教の一派である佛教徒に対して大量殺りくを敢行した宗麟の態度はいかがなものであろうか、一説に武器（鉄砲等）を入手せんがための一手段としてキリスト教徒の仮面を被つていたとか：

さて本論にかえつて、日本年報の記事をたどつてみよう。

△（その一）「一五八一年日本年報」（天正九）

「豊後のカザ（寺院）及びレジテンシャ（駐在所）について」：玖珠において百五十人受洗す。の条を見れば：

火は此のレシデンンヤ（由布の駐在所）から更に重要な他の地方に移つた。此の地方はカチユ（玖珠）といい、由布よりハレグワあり、同地には人口多い多数の村があつて、数人の大身がこれを分割領有している。此の大身等の内一人は約百五十人と共に洗礼を受け、他の大身等も心が動いて同じ事をしようとしている。フランシスコ王（宗麟）は非常にこれを喜び、本年は豊後全国が帰依するであろうと言つてゐる。（下略）

また、同年の日本年報に此の地（由布）は堅固にして玖珠及び日田への門戸であり、兩地には三、四万の人口があるので、王は同所にペレード一人と日本人イルマン一人を置いて説教をさせ、徐々に他の首領を帰依させ、次いで彼等を庇護して玖珠日田に入らしめんと欲する旨を述べた。……なお、この文の後に、日田、玖珠方面に対し教線を拡大することを述べ、宗麟がカブラーにビセンテと共に玖珠方面に布教に行くことを命じてゐる。

◎カブラー及びビセンテ

当時、由布院はキリスト教徒活動の地方的中心であつたが、これに隣接する玖珠、日田方面への弘教伝道は概ね此処から行われたもののようにある。

また、右の年報によると、宗麟は弘教の初期から玖珠地区に對してはかなりのウェイトをおいていたように思われる。因に、数人の大身が玖珠を分割領有していたとあるが、それらは恐らく清原氏一門の末裔たちで、野上氏や古後氏、森氏等々の豪族達であつたろうと想像される。

△（その二）「一五八二年日本年報」（天正十）

「豊後の駐在所および伝導所」の条には：この学林（府内の学林）は自からの費用によつて、キリスト教徒達の大きな地帯を確保しております。これら地帯は、府内の周辺およそ十二マイルにあるのです。更にまた（由布）の伝道所については、ここには一人のペードレと一人のイルマンがおり、府内から二十四マイルの所にあり、やはり自らの費用によつて（玖珠）の土地の地帯を確保しているのです。この地帯は豊後の境界邊で、極めて重要な部分を占めており、府内から四十五マイル離れた地帯があります。……（中略）……この土地はクク（玖珠）と呼ばれ、大変重要な地で（由布）から二十四マイル離れた所にあります。（玖珠）には多くの農家があり、多くの身分の高い方によつて分割されています。これらの方達の内の一人が他の五十人の人々と共に洗礼を受けました。そしてその他の方達も同じように洗礼を受けたいとい氣持を動かしております。——玖珠の伝道の実があ

がる——そしてこの事をフランチエスコ王は極めて喜んでおられるのです。(下略)

肥前の龍造寺氏、更には薩摩の島津迅らと交戦するに当つては、玖珠の地は戦略上極めて重要な所となつてゐた。随つて大友氏が玖珠の住民を掌握する必要上、キリスト教の弘教伝道に力を入れたものであろう。

△(その三) 「一五八三年日本年報」(天正十一)

(玖珠)

府内からハレグワ乃至九レグワ離れた由布というところには千五百人、又それから七レグワ離れたタスという所には千人以上のクリスチヤンが居るようですが、その数はなお増えています。然しここも土地がやせて寒く、人の住むには全ゆる点で恵まれない所で農業も非常に困難を極めています。それでも今年は三百人以上の人人が洗礼を受けました。又注目すべき事柄もいくつか生じております。今はその中、二、三の例を記すことにします。

(A)十二乃至十三方の異教徒^(公教徒)の男子がクス^(玖珠)である芸者にだまされ、偶像をまつた神社のある頂きに連れて行かれ、そこから突き落されるようなことがありました。翌日声もなく虫の息で胸が僅かに波打つてゐるという状態で発見されました。飲まず喰わず意識もないこの状態が六日間続きました。知らせを受けて我々バーレードの一人がそこに出かけて行き、その子の頭の辺で十字を切り、頸^(クビ)の所に聖遺物匣を置いたところ、その正気を失っていたものが目を開いて話し、少し食べ、洗礼を受けたのです。そして一部始終を物語つたのです。これに感動して、この時までに神の御言葉を聞いた事のある土地の人達二十四人が手を差しのべて洗礼を授けて呉れるように望みました。

(B)同じ玖珠で洗礼を受けてから三年に過ぎなかつた教徒が一人あつたが、玖珠の信徒中最も善良で、又、信仰の最も堅い者で既に數回懺悔を行つた。この人が病にかかり、其病のために死ぬべき事を悟り、懺悔するためバーレードの派遣を願つた。ところが親族達は彼の心の弱いことを責め、死ぬべき病でないと言つた。其妻が彼の傍に来て泣きはじめた時、彼は祈禱の妨害となるから去れと言い、長子が来た時、若し父の幸福を願うならば、デウスに祈れ、今がその時であると言つた。又、一人の

娘が彼の許に来た時、若し自分の側に居ようと欲するなら跪いて自分のためにデウスに祈れ、若し自分の体の上において泣くなれば見ようと（は）思わぬから去れと言つた。親族達が彼の健康について語つた時、彼らに對し自分のために祈り黙考の妨げをしてはならぬといい、このようにして彼の前にあつた影像を抱き、又、屢々これに接吻し、謹厳な容貌でデウスに魂をささせた。この人は玖珠において始めてキリスト教徒となつた人で、其教の事に最も力を尽し、又懺悔を行い、聖堂の儀式に列席することを勤めた。彼は常に紙を懷に入れ、墨つばを携え、ペードレ及びイルマンより聞いた事は皆書きとめて、後に家族及び他の教徒たちに熱心に語つた。」

以上のような興味ある事例が引用されているにも拘らず、惜しい事には場所や人名等に全く日本名が書かれていないので、研究調査の手がかりが得られないのは残念である。然しこれらの逸話などからみて、玖珠地区に於いて相当熱心にキリスト教の弘教伝道がなされ実績があがりつゝあつた事は想像に難くない。その事は次にかゝげる「一五八四年の日本年報」を見れば一そうよくうなづかれることゝ思う。

△（その四）「一五八四年日本年報」（天正十二）

△一五八四年九月三日附、長崎発、ペードレルイス、フロイスよりイエズス会総長に宛てたもの――

(A) 玖珠のロレンソ……（中略）……府内のコレジョより三日の行程、又、臼杵よりは四日の行程のところの玖珠というところにロ・レ・ソン・という貴族のキリスト教徒が住んでいる。彼は遠方まで行くことの出来ない教徒たちを慰め、又、同地方（玖珠）の異教徒の心を動かすため、復活祭の八日目の日に、同地で祭することをペードレに請うた。ペードレ、ペトロ、ゴメスは他のペードレら及び数人のイルマンらと共に同地に赴き、ロレンソから大きな愛を以て歓待された。ロレンソは聖堂の飾付に従事し、自から出迎えることが出来ないといふ、親族一人を遣わしてペードレらを途中に迎えて進物を呈した。聖堂はよく飾り付けてあり、同地は奥地四、五日の行程の所であったが、土曜日の朝、到着した時、教徒たち並びに見物の異教徒らが多数集つて、聖堂の庭の門を二回倒した。復活祭の次の日曜日早朝の行列は少なくない喜びを以て行われ、花火があげられた。教

徒達は三時のミサに列席したが、同地においては初めて見たもので、彼らにとつては非常な喜びであつた。ミサ及び説教の後、ロレンソは教徒たちのため、其の力に応じた立派な饗宴を催した。

(B) — 玖珠への書翰 —

パードレはイルマンらと共に玖珠に行く前、同地方の重立つた殿達に贈る国王の書翰を携えることについて殿下と語つた。殿達の中、十二人は他の人達の頭であつたが、パードレ及びイルマンらが同地方に赴いた好機会に際し、説教を聞くよう彼らに勧めるものを携えることであつたので、国王は帰依の事に熱心であるため基だよい事だと考え、四人の重立つた殿に死てた書翰を与えた。前述したごとく十二人の頭の一人であるロレンソの聖堂においてミサ及び説教を行つた後、日本人イルマン一人が王の書翰を持参して來たが、みなそれぞれちがつた理由でこれを謝絶した。その中の一つは世子が或る仏寺に対し為すべき事について命令を下した事は、仏を尊崇すべきことを示したものであり、又或者に對しては明かにキリスト教徒になる事を禁じたから、今は返答することはできない。後に返答するであろうといった。(下略)

(C) — 玖珠の貴婦人の受洗 —

玖珠の地方に高貴な一婦人がいた。其の子は十二人の頭の一人であつたが、説教を聞いた後、彼女はデウスの教を大いに喜び、家族は多数あつたが各自の名前を悉く暗記し、洗礼の時、彼らをキリスト教徒の名で呼んだ。そして彼女自ら密かに洗礼を受けた後、密かに多数の仏像を一つの寺院に集め、當時そこで説教していたイルマンを招き、これを焼いたのち、寺院を聖堂に用いさせた。この婦人の親族に一人の青年がいたが、誰も知らぬ間に同所から姿をかくした。数人のきこりが彼がなかば石に被われている穴の中にいたのを発見した。彼は発見されて腰に帯びていた小刀をとり、彼らに自分を殺すようにと求め、彼らがそれをしようとしているのを見て、自分の手で喉に傷をつけた。^{キズ}これをつれて帰つて治療したが、彼は半ば失神し、惡魔が彼の師匠である坊主の形で現われ、教徒とならないので逃亡させ、石を其の上に投げたといつた。彼は全快の後、カテキズモを授け、洗礼を施すことを期待している。

(D) — 宗麟玖珠の教化に当り三ヶ条の注意を与う一

フランシスコ王が玖珠の殿達にデウスの教を聞く事を勧める書翰をパードレに与えた時、日本人イルマン・ジョアンに三つの箇条書を与えた。第一は若し彼の殿達がキリスト教徒となつた時はデウス並びに王に忠実に仕える義務のあることを説き聞かせる事。第二は今日までは彼らを家臣として援助したが、教徒となつた以上は、彼らを兄弟として援助し、且庇護する新な義務を生じた事。第三は若し彼らの中、真直に門より入らぬとイルマンが認めた者がいた時は、彼らはデウスに動かされ、光明を受けられていないのであるからその洗礼を延期するのがよく、又、父の洗礼を延期する時は妻子の洗礼も延期し、皆これを受けることが出来ることで、此三ヶ条を記してイルマンに交付した。これは殿達がこれをみて更に自省し、熱心に其救いを求めるに至るようにするためであつた。

(E) — 玖珠での弘教は衰えを見せる一

世子は其軍隊と共に滞在した玖珠に於て長く病んだため、臼杵に帰つて治療しようとし自分に代つて同所に滞在するよう父である老王に願つた。^(義統) フランシスコ王は前衛及び後衛を悉く率い、津久見を発し、世子が急いで到着した臼杵につき、今は頗る静穏であるから玖珠に行く必要はない。二、三ヶ月経つてから同行するであろうといった。是は皆立花の^(立花道雪)した事で、彼は今王であり、世子が玖珠におれば、自分の欲することが出来るが、フランシスコ王が同所に来ればそのようなことは出来ない。だから立花から世子に伝言して、^(義統) 其の父が玖珠に来ることのないようにさせたと信ぜられるのである。

我らに好意を示すべき異教徒の大身達は敵であり、フランシスコ王の勢力は衰え、ドン・パウロの力は削がれた。このようにして豊後教会の小舟は風波に揺られ、まことに沈没しそうに思われるが……と。(理由は不明であるが悲観的である)

なお参考までに附録の「一六一〇—一六三二年の豊後キリシタン関係記事抜萃」中の一例をみると……

豊後の重要な地クフ^(玖珠が)で、九人のキリシタンが手足を縛られ^(註) 依に詰められて、寂しい場所に曝され、野獸の餌食に供せられた。彼らは全く飲食せずに其処におけること四日五晩、中には婦人や子供もあつて、中一人は僅かに四才であつた。領主は彼等の勇

氣に感じ、これを殺すことを望まず遂に釈放した。……

(註) 玖珠では昭和の初め頃まで村八分になつた男を席巻ヘンロにして川につけた話がある。

以上は戦国末期、特に天正年間における玖珠郡内での大友氏の破佛と、キリスト教伝道の概要であるが、これらに関する文献は郡内では殆んど発見されておらず、今後も調査研究は至難のわざであるといえよう。随つて日本年報中に出て来る「大身」「日本人イルマン」「身分の高い方」「二つの逸話に登場する人物」「ロレンソという貴族出身のキリスト教徒」更に彼の聖堂等々、すべて何らの手がかりも発見されない。ただ古老の話などからキリスト教徒が居ただろう事は慥かなようである。(これについては後述する)

次には、江戸時代に於けるキリスト教関係の史料について管見したところを述べてみよう。

二、「江戸時代の玖珠郡のキリスト教」について

かつて日田代官の支配下にあつた野上地ノシタチの芳友寺(眞宗)という寺で発見されたキリスト教禁制に関する文書を掲げてみよう。

東照神君垂範十五ヶ条 (表題)

一切支丹之法者、死を不顧、身より血を出し、死すれば成佛立候。故ニ天下法度嚴重也。実ニ邪宗邪也。依之死を何志ふす
るもの可遽吟味事。（印）内（印）の細字や。等は小生が勝手に附記。

一切支丹キリスト教徒附者は國單國ダッサンコクより毎日、金子七厘を與ふと云う。天下を切支丹宗ニ成し、神國を妨ル邪法成。此宗旨ハ附者ハ釋迦ハ之法を不用。故ニ一旦那寺之旦役を妨け佛法之建立を嫌。依之可遽吟味事。（印）

一 頭旦那たりとも宗門之祖師之忌、佛忌、年頭、盆礼、歲暮、彼岸、先祖之命日、役ハ參詣もせんば判形を引、宗旨改之所江断り急度可遽吟味事。

注

たとい門徒総代であつても且那寺の法会や正月まいり、盆まいり、彼岸会法要等に参詣しないような者はすぐさま調査すべきだ。

〔我を勝手に〕

一 一旦那役(寺の世話もせず)を不勤、而も我心(さかせ?)にて宗門請合之住持(往観)のことばを不用、宗門寺之用事身分相応に不勤、内心(き)邪を抱きたるを不受不施と云ふと可有心得事。

一 不受不施之法とは何にても宗門寺より申す事を不受、其宗門之祖師本尊之寺用にも不施して他人他宗之志を不受、是不受不施之邪法也。人門は天之恩を受(ケ)て地施し、親之恩を受て子施し、佛之恩を受て僧に施す。是正法也。依之可遽吟味事。

一 非圓宗(アラム)、切支丹宗、不受不施此の三品は一統也。彼が貴ふ所之本尊牛頭切支丹丁(タウス)頭佛と云ふて、頭はでいうすと名のり、此佛(アラム)を奉願、鏡を見れば佛面となり、眞すれば顔大とみゆる。是邪法之鏡也。依之、一度此鏡を見る者は牛頭切支丹丁類佛信仰之者也。日本を魔國となす。□ □ □ 宗門吟味 (ハ) 神國故一ト通宗門寺 (江) 元 附今日人(ア) 交り、内心不受不施、宗門寺出入せず。依之可遽吟味事。

一 親代々より宗門寺元附、八家九宗之内、何之宗旨(テ) 而も粉無之共、其子如何やふなる勸メニ而心底(ハ) 邪法(ア) 組し居たるも不知故宗門寺より此段遽吟味、兼而佛法を勧メ談儀、講釈、説法をなして □ 致參詣、尤且那役を (以) て夫々寺之佛事、修理、建立を勤べき也。邪宗は宗門之事一切世間之交り一ト通(ハ) にして内心に佛法を破り僧之勸メを不用、依之可遽吟味事。一 死後死骸(ア) 刑刀を阿たへ、戒名を受ク事、是レ宗門之寺之僧其死骸を相見届ケ 邪宗(ハ) 而無之段、慥(ニ) 合点之上、引導可致也。能々可遽吟味事。

一 宗門寺を差置、他事之僧を頼ミ吊ひ、其宗門寺之住持を退(ケ) 中事別而致穿儀、邪宗正宗急度可遽吟味事。

一 先祖之佛事(ヲ) 他寺江致持參、法事を勤る事堅制禁。雖然他国他在(ニ) 而死去之者ハ格別也。能々可遽吟味事。

一 天下一統正法無紛ものニは頭判を加江宗判請合可申事。武士は其寺之受状受印を加、差上(ケ) 其外血判難成者は受人請合を

以證文可差出事

一 相果候時分は一切宗門寺之差函(サレズ)を受取行可申事。

一 天下ニ敵し萬民之怨たる切支丹不受不施作非田宗傳之もの

□

親族相果候節は寺社役所江相

行

換者を受ケ宗門寺之

住持吊ひ可申事。若役所江不

行

吊ひ申時は其僧越度、能々可遽吟味事。

一 □又横□無に旦那役其分限(シテ)不相應成儀ハ宗門寺より其用捨可然之事。

信心を以て佛法を尊み法を敬ふ事正法也。

右十五ヶ条趣一つも於相背、上は梵天帝釋四大天王、五道冥官、日本伊勢大神宮八幡大菩薩、春日大明神、

氏 神惣而日

(州) 本六十余列神明可奉蒙神罰事。

慶長八年五月日

一 天下諸寺院宗門受合之銘々此箇条背候得ば越度可

□

仰付候。能々可相守也。

奉

行

以上であるが、文中いたるところ紙魚に食われ読解不明のところが多い。なお此の文書は後に書き写されたものと思われる所もある。然し此の文書を所蔵していた寺は、今年の五月頃焼失したが、日田代官の支配下にあつた野上地区の交通不便な山中にあつたもので、キリンタン禁制当時の事情を知るにはよい参考史料と思われる。

また同じ天領内に「粟野村銘細帳」が数冊残存しているが、その文中に左記のような記録がある。

△享保二拾乙卯年

豊後国玖珠郡粟野村銘細帳

(前文略)

一 御制札

但切支丹御制禁札 壱枚

壹ヶ所

火付御制禁札 壱枚

壹枚

(中 略)

本百姓 □ 拾軒

水呑式拾七軒

一 村中人数 四百八拾三人

内三百拾人男
外百七拾三人女

牛馬六拾三疋

内馬拾四疋
牛四拾九疋

切支丹類族無御座候

三人

(以下略)

△延享三年

一 庄屋

五人

(前文略)

一 御制札

但切支丹御制禁札一枚

火付 御制禁札一枚

壹ヶ所

庄屋近所二建御座候

(中 略)

一 本百姓七拾四軒

一、水呑式拾五軒

一、村中人數五百四拾七人

一、牛馬 五十六疋

一、切支丹・類族無御座候

牛五拾武疋
内馬 四疋

一、庄屋 一人

五人

(以下略)

参考までに右二冊の銘細帳を比較対照してみると、約十年間に栗野村の総人口はかなり減少しており、しかも男子が多く減り、庄屋も三人から一人になつてゐるなど注目すべきものがある。切支丹御制禁札は十年後も同じように建てられ、その場所は庄屋の近所であつたようだ。ついでに家畜数をみると断然多く牛を使役しており、この傾向は農機の使用が急に進んで來た数年前まで続いていた。

次にもう一冊年時不明の銘細帳を附記しておく。

豊後国玖珠郡栗野村銘細帳

(前文略)

一、郷御藏

梁間式間半
桁行 四間
壱ヶ所

一、御制札

但切支丹御制札壱枚
火付御制札 壱枚

□ □ 逃散御制札壱枚

(中略)

庄屋

壹軒

百姓七拾五軒（とあり、その上にはり紙して）八十四軒とある。

水呑 拾四軒

（〃〃〃）

七軒とある。

社家

壹軒

壹軒

寺

壹軒

村中人別

三百三十四人内
百七十七人
百五十七人

牛馬

三十疋
内牛馬
式拾八疋
式疋

庄屋

壱人
大工三人

組頭

四人
桶屋武人

面師

壱人
□□壱人

(中略)

一、切支丹類族、欠落者、勘当者、石切、神子、虚無僧、□□、猿引、**早道**、水**陣**、浪人、私**口**入会、銀銅決場、
□**砥石**、**硫黄**、**明礬**、**礮**、**上ヶ地**、**所**、□□□地、旧事、旧跡、□□、非人、鍛治、盲女、座頭、山伏、□
屋、木枕、**大工**、医師、□□、**御尋**、……(略)

右之類當方村方に無御座候

右の銘細帳を見ると御制礼が切支丹の外二箇となつてゐる点、更に終りの方に重ねて各種の異分子と共に切支丹類族が村内に居住していない事實を明記している点注目すべきであろう。参考までに郷藏についてみると、同じ郡内でも久留島領では殆んど見当らないが、天領にはあちこちに設立されていたようで、東飯田松木部落には今も残存して当時の跡を偲ばせている。

上記の部分は貼紙の記事のみを書く

最後に、隠れキリストンについて既に「玖珠郡史」で発表した部分を転記しておく。

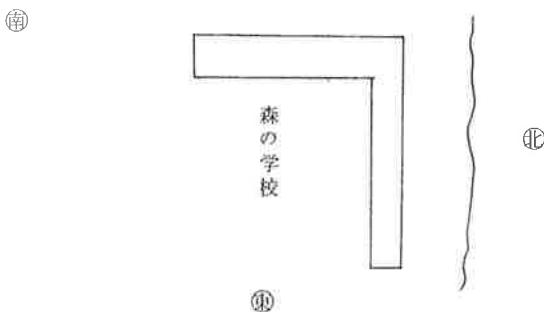
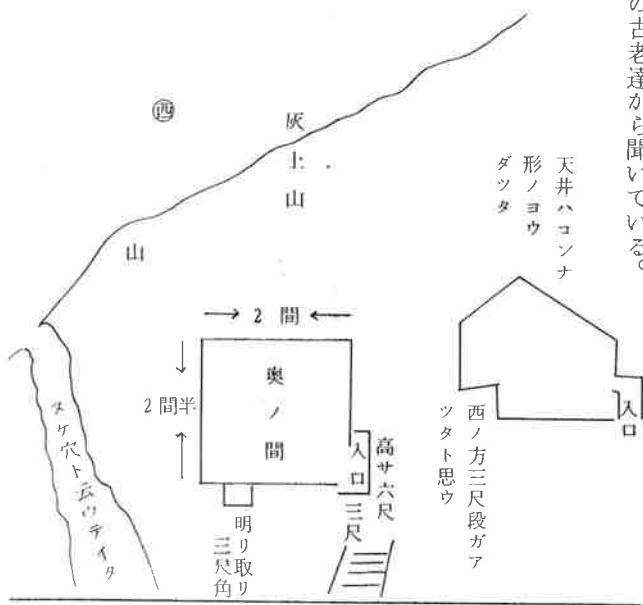
玖珠郡では天正から慶長年間にかけて千～三千人程度の信者がいたと言わっていたが、江戸時代における詳しい事情はほとんどわからない。ただ去る三十九年八月下旬、九重町の小幡氏によつて発見された「隠れキリストンの墓」のみが当時の事情を物語るようすがともなるうと思ひ、発見当時の新聞記事を転載することにしよう。……玖珠郡ではじめて隠れキリストンの墓が見つかつた。九重町東飯田区松木字川上で四基発見された。久しい間搜しつづけていた史家たちの喜びは大きい。墓は川上部落農業小野脅力さん方の畑の端にあり、佛式の墓九基の横、約三、三平方メートルの地面の四すみに四基並んでいる。縦五〇センチ、横四六センチ、地表に出てゐる高さ二四センチのもの三基と、縦横とも約十五センチの小さいものが一基である。
 （中略）：玖珠郡史編集委員の一人小野敏夫氏は次のように語つてゐる。：天正から慶長年間にかけて玖珠には千人から三千人のキリストンが居たというのは史界の定説だが、その墓が見つかつたのはこんどがはじめて。平安朝から戦国時代までの地方の土豪として栄えた松木氏の墓地内で発見された。松木氏は豊後の大友氏に臣従、大友氏と運命を共にして勢力を失い徳川時代には庄屋として、わずかに余命を保つていたが、安永五年とりつぶされた。当時の記録から推定すると、幕府のキリストン弾圧によるものらしい。発見者小幡鉄也氏の遠祖で、玖珠町四日市の庄屋小幡七郎右衛門がその松木の庄屋を兼任、幕末まで続いた」と以上。この外、同じく東飯田の前辻という部落の小高い雜木林の中でも前記キリストン墓に似た七墓の墓石が発見されたが、その中のあるものには仏教的な法名（戒名）などが刻まれていたりして眞偽のほどは決定し難いようである。これを要するに本郡内には江戸時代において、「一、二」の例を除けば、ほとんど隠れキリストンらしい者は居なかつたといふべきであろう」。

以上の如くであるが、この外、「一、二」古老たちの語り伝えてゐる話があるのでこれを附記しておく。（語り手は郷土史愛好

家日野秀次氏）

「久留島氏が来郡してからその頃まであつた十字墓等は土中深く埋めたか、破損したものかと思う。私は此の事に付き、キ

リシタンと関係があるのでないかと思いますが、明治三十九年頃、森有秋高等小学校裏の灰土山（ジョーサント^ぶ^ふ）に、入口一巾三尺高一尺余で其の奥に室があり、二間余で、（別図の様な室）私たち生徒は（そこで）遊んでいた。また、中央に明り取りの窓があり、何に使用したか不明でした。又、抜け穴という穴がありました。（中略）これは竹田市の史跡のキリンタン洞窟礼拝堂の写真と対照してキリストと関係があるのでないか云々とのことであります。日野氏の外にも同様の事を二、三の古老達から聞いています。



それらはともかくとして、キリストの一中心であった由布院に隣接している九重町の野上や東飯田地区等には江戸時代の初期頃までかなり隠れキリシタンが居たものと思われる。昭和二十八年に発行された「九重風物志」の一節に「大船山と入山公」というのがあるがそれによると、当時、徳川光圀等と共に天下の七賢将と言われた岡城の殿様、中川久清も隠れキリストンの一人であつた。彼は幕府より、にらまれて隠居を命ぜられ、それ以後「入山」と号して大船山に親み、その中腹に墓を作らせ、ここを永眠の地としたとのことである。(その墓はキリスト風の蒲鉾型をしている云々)。してみると大船山から山続々に飯田、野上、東飯田等々の九重の山なみに沿うて江戸初期までかなりの隠れキリシタンが居たのではないかと想像をたくましゆうすることも出来る。

殊に日本年報にもあったように、玖珠の地は気候、産業等に恵まれず、それに人口は多かつたというから、生活苦に喘ぐ者も多かつたであろうし、溺るゝ者」の心理でキリストの恵みを求める者も多かつたことであろう。